

松江市補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月13日

松江市長

上 是 昭 仁

松江市規則第1号

松江市補助金等交付規則の一部を改正する規則

松江市補助金等交付規則の一部を改正する規則

松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p><u>(補助金等の公表)</u></p> <p>第 3 条 <u>市長は、補助金等の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容、交付の率又は金額その他必要と認める事項を公表するものとする。ただし、これらの事項を補助事業者等に通知する場合にあっては、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による公表は、市ホームページへの掲載により行うものとする。</u></p>	<p><u>(補助の対象等)</u></p> <p>第 3 条 _____補助金等の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容及び<u>その交付の率又は金額等は、別に定めて告示する</u> _____。<u>ただし、市長が必要ないと認めるときは、告示せずこれらの事項をその相手方に通知する。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。